

# 保育現場における安全管理と危機管理のあり方

~知っておきたい子どもとわたしの危機管理~

## 総合演習

この時間は、保育心理士資格認定講座における総合演習にかかわる内容として位置づくものです。

ここでの内容はここでの講座は全体のまとめの意味をもったものです。今回はいま保育現場で特に注目を浴びている、危機管理のあり方について考えていきます。



保育心理士会代表  
大分こども発達支援研究所所長  
牧野桂一

# はじめに

保育現場の危機管理の深刻さ

子どもへの対応の問題

- ・ 事故・事件・犯罪・虐待・ネグレクトの問題

保護者への対応の問題

- ・ 激しくなるクレーム
- ・ 機能しない家庭の増加の問題

保育行政への対応の問題

- ・ 窓口の複雑さと担当者の未熟さ

保育士の資質の問題

保育マニュアルの作成

- ・ 具体的な対応で法則化できるものは  
保育マニュアルへ

(1) 安全計画の作成義務

(2) 業務継続計画の作成義務

(3) 不適切保育へのガイドブックの作成

# 否認知的能力の育成と遊びの危険性

## 1 子どもの遊びと危機

- (1) 子どもは遊びによって成長する
- (2) 子どもは危険な遊びに興味・関心をもつ
- (3) 事故につながる環境の危険性
- (4) 遊びは常に危険性を孕んでいる

## ※遊びの中の冒険のもつ意味

**ヴィゴツキーの発達の最近接領域**

# 保育現場にトラブルもたらす要因

- 1 多様なニーズ
- 2 多様な課題
- 3 保護者の目の厳しさ
- 4 めまぐるしい制度の変化

# 保育ニーズが広がる現場

## (1) 保育現場における責任範囲の拡大

- 保育時間の拡大・延長保育、休日保育への要望
- 受け入れる子どもの年齢幅の拡大
- 感染症、慢性疾患、アレルギー等への対応・投薬の要望・医療的ケア

## (2) 保護者のニーズの拡大

- 障害のある子どもの受け入れ→インクルーシブ保育
- 病後保育・医療保育・療育との連携

## (3) 家庭内トラブルの拡大

- 核家族化の進行→一人親家庭の増加→孤立家庭
- 離婚危機と離婚後問題の日常化
- 虐待・ネグレクト

# 自己中心的な保護者の増加

## (1) 自己中心的な保護者の特徴

- ①「園」に対する厳しい要求
- ②園への組織責任の追及③自説を曲げないプライドの高さ
- ④「行政」「裁判所」「マスコミ」等への苦情の持ち込み

## (2) 自己中心的な保護者への対応

- ①パートナーシップを前提に誠実に
- ②園でできることとできないことがある
- ③きちんとわかりやすく説明する
- ④最初の対応が大切

# 安全管理、危機管理への自覚

危機管理は「最も大切な子どもを守る」ということを自覚することからはじまる。

- ①保護者の心配
- ②保護者から批判
- ③保護者からの信頼
- ④子どもへの最善の利益→子どもを守る

# 他制他戒から自制自戒の危機管理へ

保育現場における危機管理は「最も大切な子どもを守る」ということを自覚することが出発点になる。そして、そのことが結果として園を守り自分を守ることにもなる。

危機の発生を未然に防ぐためには、人からさせられる他制他戒の危機管理ではなく、なによりも自制自戒の危機管理という基本的態度が重要になる。

# 園における危機とは

- ①園での生活において、子ども・職員の生死にかかわるような事件や事故
- ②保育の混乱や保護者のクレームなど園の経営上極めて困難な状態
- ③体罰や虐待など職員の不適切な保育
- ④地震や火災などの災害

# 園経営の主なリスク

- ・火災、地震など自然災害による建物の損害
- ・什器、備品、遊具の損害など車両等の損害

物

人

- ・保育者のけが事故・病気による就業不能

保育園・こども園

収入

補償問題

- ・建物などが被災して、営業が続けられない
- ・公的機関の命令による一時的な業務停止

- ・園生活中の園児の怪我
- ・食中毒などのトラブル
- ・防犯・防災・事故

# 危機管理のプロセス

- ① 危機の予知・予測
- ② 危機の回避
- ③ 危機への対応
- ④ 危機の再発防止

# 危機の予知・予測のための取組み

## (1) 危機に関わる情報の収集

- 危機を予知・予測するための情報収集

## (2) 安全管理意識の高揚

- 研修の充実による職員の安全管理意識の高揚

# 危機の回避のための取組み

## (1) 施設・設備の安全管理と安全点検

園の施設・設備の管理は、法令に基づいた重要な職務であり、日々変化している施設・設備の状況から「事故やけがが起きる可能性」を敏感に察知し、素早く対応する園内の体制づくりが必要である。

## (2) 具体的取組み

定期的に「安全点検日」を設けて、全職員が全施設・設備の安全点検を行う。

点検後には、「点検を担当した場所」「異常の有無」「異常や故障の内容」「修理を要すること」等について「点検カード」に書き込み、全員が提出する。

# 【安全チェックポイント①】

- 倉庫や調理室など園舎の中で危険なものがある部屋の出入りの時は、扉をきちんと閉める。鍵のあるところは鍵を必ずかける。
- 薬品や洗剤、保育用品などを使った後は必ず元の場所に戻すようにする。保育室に放置しない。
- こどもの手の届く所に薬品、はさみ、カッター、体温計などの危険物を置かない。
- 危険な高い棚の上に絵本を重ねたり、コンテナを置いたりしない。
- 電子ピアノやCDデッキなどのコードを垂らしたままにして置かない。結んで固定する。
- 薬を預かった時など「ちょっとの間なら」と無造作に机の上に置かない。子どもの手の届かない所定の位置におく。
- カッターナイフは、使用したらすぐに片付ける。裁断機、裁縫箱は、保育室には持ち込まない。
- マッチやライターは、保育室に置かない。調理室と事務室の決まったところにだけ置く。

## 【安全チェックポイント②】

- 机のバネやビス、ベッドのボルトなどがゆるんでいたらその都度適切に対処する。「後で」と放置しない。
- 玩具や遊具などが破損していたら、すぐに処分する。壊れかけていないか、錆びていないか点検し、速やかに対応する。
- 床が濡れていると、滑って危険なのですぐに拭く。特に、手洗い場などは、濡れることが多い。
- ごみや紙くずなどが落ちていたらすぐに拾う。
- 釘が出ているなど床の異常に気が付いたらすぐに知らせ、修理する。
- 押しピンは使用しない。やむを得ず使用する場合は、落ちた時すぐわかるように大きい形を選び、根元までしっかりと刺すようにする。
- カメラを落とした、コードを強く引っ張ったなどは、その時に破損しなくても必ず報告する。異常が起きたときの原因や修理箇所が判明しやすいので。
- 水道の水が止まりにくい箇所はないか、排水の悪いところはないかなど常に確認し、異常がある時はすぐに知らせ対処する。

# 子どもの安全指導

子どもの安全教育、安全指導については、自他の生命を尊重し、他の人々や集団の安全を確保するための適切な判断や対処する能力を培う取り組みを一層進めることが大切になる。

# 開かれた園づくりの中での安全確保・危機管理

## ① 保護者との連携

- 保護者会の活用と子育て支援

## ② 地域社会や関係機関等との連携

- 自治会や老人会等との交流
- 交番や消防署、保健所との連携
- 療育機関、精神保健福祉施設との連携
- 民生委員、民生児童委員との連携

# 緊急対応マニュアルの作成

それぞれの園においては、事件・事故が発生した場合の緊急対応マニュアルを作成し、迅速に適切な対応が図れるよう日ごろより準備しておく必要がある。

- ①最悪のケースを想定する
- ②必要な対応、手順をマニュアル化する
- ③関係機関等の連絡先を明示する
- ④関係機関等から助言を得る

# 危機を防ぐための危機管理意識

- ① 「たぶん、大丈夫だろう・・・」からの脱却
- ② 「前からやっていることだから大丈夫だろう・・・」からの脱却
- ③ 「見ざる、言わざる、聞かざる」からの脱却
- ④ 早期発見・早期対応による問題事象の未然防止

# 危機管理の「さしすせそ」

さ...最悪を思い

し...慎重に

す...素早く

せ...誠意をもって

そ...組織的に

# 子どもの観察ポイント「か・き・く・け・こ」

子どもがいつもと違う、なんだか様子がおかしいと感じる時は、子どもの状態を正確に観察し、その症状から病気であるかどうかの判断をする必要がある。子どもの一般状態の観察についてはⅢ章にまとめてあるが、日頃から以下のような点に注意して保育するように、保護者へも指導する。

**か：顔つき・顔色** 子どもは正直なので、病気は顔にでる。新生児でも重症の疾患の場合は顔つきが陰しくなる。表情はどうか、眼力があるか、顔色が悪くないかは子どもを観察する際の最も大切なポイントである。

**き：機嫌** 機嫌が悪くて親から離れられない、理由もなくずっと泣いている、いつもと泣き方が違うなど、不機嫌というだけで、じつは中耳炎や尿路感染症、鼠径ヘルニアの嵌頓などの疾患が隠れていることもある。

**く：食い気（食欲）** 子どもは病気になると途端に食欲が落ちて、食べられなくなる。さらに重症になると、水分も取れなくなる。乳児では体重の割に水分必要量が多いので、元の病気が何であれ、普段の半分以下の哺乳量が続くと容易に脱水に陥ってしまう。

**け：元気** 子どもは健康な時は元気に動き回っているのが普通である。急にじっとして動かなくなった、眠いわけでもないのにぼんやりとしている場合は発熱の有無や呼吸の状態など全身をチェックするように心掛ける。

**こ：呼吸** 子どもは重症の疾患になると呼吸が浅く、速くなることが多い。普段よりも呼吸数が多く、努力呼吸をしているような場合、直ちに正確な診断と適切な処置が必要である。

# 危機発生時の対応

1. 事故が起きたとき「**どのように対応したか**」が問われる

※ 「3つのキーワード」

- ① 「スピード」
- ② 「情報開示」
- ③ 「社会的視点からの判断」

# 危機管理から見た初期対応

- 1 「ちょっと変だな・・・？」と感じたらすぐに園長に連絡を
- 2 園長には「30分以内」に第一報を
- 3 「社会の目」で判断を
- 4 「慣習」と「先例」という安易な状況認識に注意を
- 5 1つの問題の背後には何倍もの同じような問題があるという認識を
- 6 法的問題だけでなく社会的道義的責任からも判断することが重要
- 7 危機管理は職場全体で取り組むという自覚をもつことが重要

# 事件・事故発生時の緊急対応

- ①冷静な対応
- ②正確な情報収集
- ③情報の共有化
- ④組織的な対応
- ⑤保護者、地域社会との連携
- ⑥行政の窓口との連携
- ⑦関係機関との連携
- ⑧報道機関への対応

# 緊急保護者会開催の際の留意点

- ①説明内容を十分に検討・準備して臨む
- ②職員の意識を統一する
- ③子どものプライバシーの保護に十分配慮する
- ④誠意ある丁寧な対応を心がける

# 初期対応のための「3つの心得」

- ① 「傾聴」・・・相手の言い分を十分に聞き、途中で話をさえ切らないこと・・・「聞く姿勢」がこちらの「誠意」を伝える
- ② 「面談」・・・「面談」は最大の「誠意の表明」になる・・・あの時会っておけばよかったという悔いを残さないこと
- ③ 「迅速」・・・行動は迅速に。同じ対応をしても遅いと評価されない・・・解決のカギは「コミュニケーション」である

# 不測の事態時のマスコミへの対応

- ① マスコミへの対応は、個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、公開できる情報は明確に伝え、誠意ある姿勢で対応する。
- ② プライバシー保護等の理由から伝えられない場合は、その旨を説明し、理解を求める。

その際、窓口を一本化し、園長または副園長が対応するとともに、報道機関に情報を提供する場合は、どの機関に対しても公平に情報を提供することも大切である。

# 報道機関への対応の留意点

- ①報道機関への依頼
- ②社名、記者名、連絡先等の確認
- ③取材意図の確認とそれに対する準備
- ④明確な回答
- ⑤記者会見の設定

# 不測の事態時のマスコミへの対応

- ①記者会見の「予定時間」と「場所」
- ②情報は「現時点のものでよい」
- ③公表済みの情報は会見場に
- ④図面を用意してわかりやすく
- ⑤スクープされる前に記者会見をすることが重要
  - ・告発型報道から客観型報道へ

# 緊急記者会見における基本的態度

## 1. 記者会見の意味

- ①記者会見は記者が“事実を確認する（裏を取る）場”である
- ②記者の質問は事実に対する「疑い」と「批判」から出てきている
- ③「挑発的な質問」「意地悪のような質問」「誘導的な質問」と思われるような質問は必ず出る
  - ・それに引き回されないようにように心しておく

# 緊急記者会見における基本的態度

## 2. 失敗しない心得

- ①説明場面での態度
- ②「説明責任を果たす」こと
- ③理由や背景の説明は「それには3つの理由がありまして・・・」と前置きする
- ④記者と議論しないこと
- ⑤記者会見は法廷ではない
- ⑥予定時間が来てもいきなり終わらない

# 再発防止への取り組み

## (1) 事件・事故の分析

なぜ、事件・事故が発生したのかをさまざまな角度から分析し、**原因の把握に努める。**

その際、憶測は避けるとともに、関係の子どもの**人権やプライバシーに留意する。**

## (2) 改善への取り組み

事件・事故の分析をもとに、**再発防止**に向けた取り組みを行う。

園の施設・設備に関することであれば、関係機関と連携を図り、速やかに改善措置を行う。

指導体制の見直しが必要であれば、全職員の共通理解の下に改善に努める

# 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項

## ア 睡眠中

### ○ 乳児の窒息リスクの除去

乳児の睡眠前及び睡眠中に窒息リスクの除去を行う。

- やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ヒモ、またはヒモ状のもの（例：涎かけのヒモ、布団カバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- 口の中に異物がないか確認する。
- ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

※他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、園内で共有する。

# イ プール活動・水遊び

## ○ プール活動

・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。

## ○ 事故の未然防止

事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。

- ・ 監視者は監視に専念する。
- ・ 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・ 規則的に目線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う。

○ 園長は、職員等に対し、心肺蘇生法を始めとした応急手当等及び119番通報を含めた緊急事態への対応について教育の場を設け、緊急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活用することができるように日常において実践的な訓練を行う。

## ウ 誤嚥（食事中）

○ 職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。

○ 子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。

○ 食事の介助をする際の注意としては、以下のことなどが挙げられる。

- ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- ・ 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- ・ 汁物などの水分を適切に与える。
- ・ 食事の提供中に驚かせない。
- ・ 食事中に眠くなっていないか注意する。
- ・ 正しく座っているか注意する。

# 重大事故の発生防止とそのための組織的取組み

重大事故の発生防止、予防については、**ヒヤリハット報告**の収集・分析が活用できる場合もある。

ア 職員は、重大事故が発生するリスクがあった場面に関わった場合には、ヒヤリハット報告を作成し、施設・事業者に提出する。

イ 施設・事業者（園長）は、集められたヒヤリハット報告の中から、重大事故が発生しやすい場面において、重大事故が発生するリスクに対しての要因分析を行い、事故防止対策を講じる。

ウ 施設・事業者（園長）は、事故防止対策について、研修を通じて職員に周知し、職員は、研修を踏まえて教育・保育の実施に当たる。

# ヒヤリ・ハットについて

※**ヒヤリ・ハット**とは、重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の事例の発見をいう。文字通り、「突発的な事象やミスにヒヤリとしたり、ハッとしたりするもの」である。この法則がハインリッヒの法則である。

※**ハインリッヒ**は、ある工場で発生した労働災害**5000**件余を調べ、計算し、以下のような法則を導いた。「災害」について現れた数値は「**1:29:300**」であった。その内訳として、「重傷」以上の災害が**1**件あったら、その後には、**29**件の「軽傷」を伴う災害が起こり、**300**件もの「ヒヤリ・ハット」した（危うく大惨事になる）傷害のない災害が起きていたことになる。

更に、幾千件もの「不安全行動」と「不安全状態」が存在しており、そのうち予防可能であるものは「労働災害全体の**98%**を占める」こと、「不安全行動は不安全状態の約**9**倍の頻度で出現している」ことを約**75,000**例の分析で明らかにしている（詳細はドミノ理論参照）。なお、ハインリッヒは「災害」を事故と事故を起こさせ得る可能性のある予想外で抑制されない事象と定義している。

# 緊急時の対応体制の確認

## ① 緊急時の役割分担を決め、掲示する

○ 事故発生時に他の職員に指示を出す役割について、園長、主幹・主任など、順位を付け明確にするとともに、事故発生時の役割ごとに分担と担当する順番・順位を決め、職員室の見やすい場所に掲示する。

○ 緊急時の役割分担の主なものは、以下が考えられる。

- ・心肺蘇生、応急処置を行う。
- ・ 救急車を呼ぶ。
- ・ 病院に同行する。
- ・ 事故直後、事故に遭った子どもの保護者、地方自治体関係部署に連絡する。
- ・ 事故当日、事故に遭った子ども以外の子どもの教育・保育を行う。
- ・ 事故直後、交代で事故の記録を書くよう職員に指示する。
- ・ 施設・事業所全体の状況を把握しつつ、病院に同行している職員など、それぞれの役割の職員間の連絡をとる。
- ・ 事故当日、必要に応じて、事故に遭った子ども以外の子どもの保護者に事故の概要について説明をする。
- ・ 翌日以降の教育・保育の実施体制の確認を行う。

## ② 日常的に準備しておくことについて

○受診医療機関のリスト、救急車の呼び方、受診時の持ち物、通報先の順番・連絡先等を示した図等を準備しておく

○園長は、各職員の緊急連絡網、医療機関・関係機関（地方自治体、警察等）の一覧、保護者への連絡に関する緊急連絡先を事前に整理しておく。

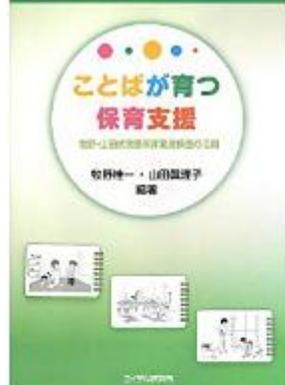
○119番通報のポイントと伝えるべきことを園長の方で作成し、職員室の見やすい場所に掲示、園外活動等の際に使用する鞆に携帯、プールでの活動中に見やすい場所等に掲示するようにする。

### ③ 救急車の呼び方

- 局番なしの「119」をダイヤルする。
  - 「火事ですか・救急ですか」と聞かれるので、「救急です」と言う。
  - 住所、名前、電話番号を伝える。
  - 「大分市片島下津留412番地の2の〇〇こども園です。」
  - 「私は保育教諭（役職名）の『まきのけいいち』です。」
    - 状況を説明する。
  - いつ 〇〇時〇〇分 ・だれが 牧野裕太 5歳が ・どのようになり すべり台から落下し
  - どのような状態か 意識がない 頭部多量出血
    - 応急処置などを指示されたときは、それに従う。
    - 既往症があれば報告する。「すでに〇〇病院にて〇〇を治療中です。」
  - 目標物・目標地点（ローソン）まで救急車を出迎え、誘導する。
- 〈病院に付き添うとき〉
- 担任が付き添い、状態や既往症の質問に答える。
  - 緊急連絡先カード（保険証番号・保護者連絡先・かかりつけの病院・服薬している薬等の記載）や携帯電話、5千円程度のお金などを持つ。
  - 救急隊員の指示に従う。



受けとめる保育—そうなん  
ですね—なるほどね—たし  
かにね—  
牧野 桂—  
★★★★★ 2  
単行本  
¥1,646 **フライム**



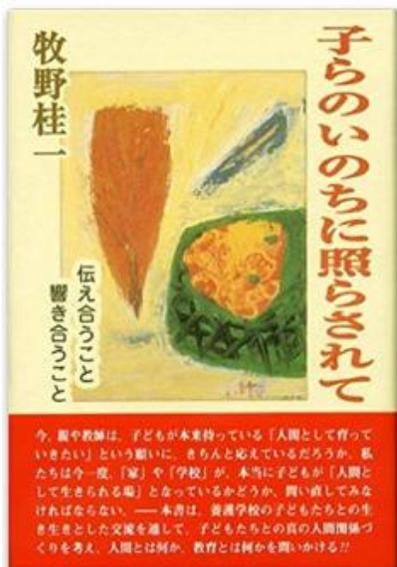
ことばが育つ保育支援—牧  
野・山田式言語保育発達検  
査の活用  
牧野 桂—  
★★★★★ 2  
単行本  
¥1,646 **フライム**



うまくできないことや発達  
のつまずきが「障がい」に  
ならないために—療育や生  
活支援の意味  
藤本 保  
単行本  
¥1,620 **フライム**



保育のこころえ—知ってお  
きたい子どもとわたしの危  
機管理  
牧野 桂—  
★★★★★ 1  
大型本  
¥2,571 **フライム**



牧野桂—  
子どものいのちを照らされて—  
伝え合うこと  
響き合うこと

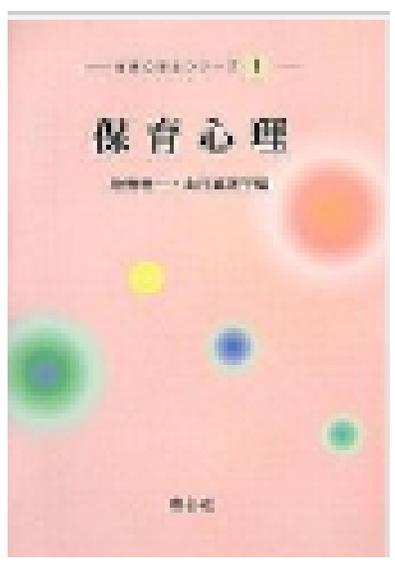
今、保育者は、子どもが本来持っている「人間として育って  
いきたい」という願いに、まろりと応えているだろうか。私  
たちは今一度、「家」や「学校」が、本当に子どもが「人間と  
して生きられる場」になっているかどうか、問い直してみな  
なければならない。——本書は、普通学校の子どもたちの生  
き生きとした文庫を通して、子どもたちとの真の人間関係づ  
くりを考え、人間とは何か、教育とは何かを問いかける。



保育の理論と実践  
ともに育ちあう保育者をめざして  
清水陽子/門田理世/牧野桂—/松井尚子  
[編著]



ミネルヴァ書房



保育心理  
保育者—/山田直樹[編著]

巻首社